

10万円特許出願 実用新案登録出願

・サービス開始のご案内

拝啓 時下ますますご隆昌のことと存じます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊事務所では、本年8月1日より、企業様や個人のお客様からの特許および実用新案出願の料金（事務所手数料）を極めてお手頃なお値段にしたサービスを開始致しました。（なお、10万円の出願手続費用にかかる消費税5千円と、特許庁に支払う印紙代の費用は発生致します。実用新案登録出願につきましては、3年分の登録料の印紙代も必要になります。）

特許出願の審査請求につきましても事務所手数料を無料とし、お気軽にご利用いただけるサービスとなっております。（特許庁に支払う印紙代の費用は発生いたします。）

企業様や個人のお客様の費用軽減の一助となるものと思われまますので、是非ご検討ください。

特許出願サービスの詳細につきましては、お気軽に弊事務所までお問い合わせください。

まずは、書中をもちまして新サービス開始をご案内申し上げます。

敬具

平成23年8月吉日



弁護士法人

法律事務所 MIRAI O

〒107-0052 東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ14階

TEL. ☎0120-783-005（フリーダイヤル）